

# 魚沼市立小出病院 医用画像表示モニタ購入 仕様書

## 1. 構成機器及び数量

医用画像表示モニタ 一式

### 【詳細】

・医用画像表示 2メガピクセルモニタ 6台 参考品 EIZO(株) MX217

## 2. 設置場所

外来棟 2階 透析室 診察室

外来棟 2階 透析室 スタッフステーション

入院棟 2病棟 スタッフステーション

入院棟 3病棟 スタッフステーション

入院棟 4病棟 診察室

入院棟 4病棟 スタッフステーション

## 3. 納入期間

契約締結の日から 90 日間

## 4. 調達機器に関する性能、機能などに関する要件

下記の主要な機器の性能及び機能に関する要件を満たしていること。

### 4 - 1 医用画像表示 2メガピクセルモニタについて、以下の要件を満たすこと。

4 - 1 - 1 当院で使用中の NEC 社製電子カルテ端末と接続できること。

4 - 1 - 2 21.3 インチカラーTFT 液晶パネル、IPS 方式であること。

4 - 1 - 3 推奨解像度は、1200×1600（アスペクト比 3：4）であること。

4 - 1 - 4 視野角は、水平/垂直方向共に 178 度以上を有すること。

4 - 1 - 5 JESRA X-0093（管理グレード 2）の認定を有すること。

## 5. 性能・機能以外の要件

5 - 1 上記のほか、「6. 納入等に関する諸要件」に基づき対応すること。

5 - 2 既存の放射線画像システム、電子カルテシステムとの接続作業・動作設定及び動作確認作業に関する費用を応札価格に含むこと。

## 6. 納入等に関する諸要件

### 6 - 1 納入要件

- 6 - 1 - 1 機器及び付属品は、入札時点で製品化されていること。
- 6 - 1 - 2 納入・設置までに機器の仕様変更等がある場合は、その情報を発注者へ提供し、協議のうえ、最新の仕様で引き渡すこと。
- 6 - 1 - 3 発注者と協議のうえ、適切な地震対策を施すこと。
- 6 - 1 - 4 機器設置において、所轄保健所等関係諸官庁への申請・届出・協議の必要がある場合は、使用開始時期を見極め一連の諸検査・手続き全般の作業を行うこと。また、その費用は応札価格に含むこと。
- 6 - 1 - 5 機器搬入時、必要に応じて搬入経路の壁・床・天井面の養生を施すこと。また、別途指示のあった場合はその指示に従うこと。
- 6 - 1 - 6 機器搬入等に要する光熱水費等の負担については、発注者と協議すること。
- 6 - 1 - 7 機器搬入及び据付工事等で、過って病院の躯体・設備・器物等に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従い自己の負担において修復すること。
- 6 - 1 - 8 納入・設置についての費用は、応札価格に含めること。

## 6 - 2 医療情報システムとの接続

- 6 - 2 - 1 当機器と上記システムとの接続を行う場合は、受注者は、病院で行う総合リハーサルに立ち会い、上記システムとの連携稼働を確認し、必要に応じ修正・改善作業を行ったうえで支障なく稼働させること。

## 6 - 3 保守点検体制

- 6 - 3 - 1 機器・付属品等の保証期間は検収後1か年とし、保証期間内の点検・調整等は無償で行うこと。なお、期間終了前の点検・調整は必須とする。
- 6 - 3 - 2 必要な消耗品及び故障等の部品について、安定供給が確保されていること。
- 6 - 3 - 3 必要な消耗品、部品及び故障時等の対応について責任を持つこと。
- 6 - 3 - 4 新潟県内にメンテナンス拠点をもち、メンテナンスサービス員が常駐していること。また、24時間365日体制とし、夜間・早朝、休日・祝日を問わず、故障等の障害時には通報から3時間以内にメンテナンスサービス員が現場に到着し、修理・点検が行える体制を基本とすること。また、持帰り修理や、修理に時間を要する場合等は、必要に応じて代替機を準備すること。

## 6 - 4 教育体制

- 6 - 4 - 1 取扱説明書は日本語とし、発注者が要求する部数を用意すること。
- 6 - 4 - 2 病院関係職員に対して使用説明および訓練を実施し、安定・安全稼働に関する技

術や障害発生時の対応技術等を習得できるよう十分な指導を行うこと。

- 6 - 4 - 3 病院が運用確認（シミュレーション）等を実施する時は、上記「6 - 4 - 2」が十分に理解されているかを確認・指導し、実運営に向けて支障の無いようにサポートすること。
- 6 - 4 - 4 機器稼働後一定期間は、発注者の求めに応じて技術者を派遣させ、機器の稼働性能を確認すると共に、病院関係職員の使用操作に対し随時指導すること。  
なお、期間は病院と協議すること。
- 6 - 4 - 5 安定運用となった後においても、発注者から機器使用指導等の依頼があった場合は、速やかに応じること。

## 6 - 5 その他

- 6 - 5 - 1 本仕様書に記載なき事項で疑義が発生した場合は、発注者と協議し解決にあたること。
- 6 - 5 - 2 本仕様書に記載なき事項で発注者から追加要請があった場合は、発注者と協議し検討のうえ、対応すること。
- 6 - 5 - 3 受注者は、後日別途定める様式により、履行届、納入物品金額内訳書及び納入物品写真を提出すること。